資料６

政策形成の活発化に向けた手順の変更

議会報告会
意見交換会

市民意見

市議会

その他（議長が認めるもの）

常任・特別委員会
会　派
議　員

広報広聴委員会

① 市民意見の整理に議員が主体的に関与、広報広聴委員会の役割の見直しと位置付けの明確化

出された全ての意見を、政策分野別に該当委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・広報広聴委員会）と振り分けが難しいものに振り分けする。

広報広聴委員会が振り分けた案を確認し、
各委員会の委員長が（振り分けられた意見を）持ち帰る。

議長（課題調整会議①）

振り分け

各委員会

②常任委員会・特別委員会・議会運営委員会による協議・検討の明確化

振り分けられ付託された意見を個別に議論し対応方針を検討する。

○課題設定等（問題分析→重要性のあるもの→政策の種や卵になるものを見つける）

※市域全体に関わる重要な意見も含まれる

○その他（委員会意見としてそぐわないもの等）

○公表できるもの等

議長（課題調整会議②）

○各委員会の対応方針の報告等※設定課題の報告と分析した重要性等の説明）

→議会としての対応方針を決定※検討組織を指定（メンバーは案件により選出）

公表（ホームページ・議会だより等）

③政策形成組織の見直し

政策形成検討組織（議員・有識者・専門家等）

※調査・研究、視察等→条例や提言作成等を目指す

各委員会　政策形成会議

市民との意見交換会の実施
（市民意見の聴取と反映）

議長（課題調整会議③）内容確認

④全員協議会の位置付けの明確化

全員協議会①②

市民からの意見募集（パブコメ）

議運

本会議